

令和3年（行ウ）第 [REDACTED] 号 所得税更正処分取消請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 国（処分行政庁：[REDACTED] 税務署長）



大阪地方裁判所第7民事部合議3係 御中

原告準備書面（1）

令和3年10月28日

原告訴訟代理人弁護士 山 中 理 司

令和3年9月17日付の被告第1準備書面に関して、以下のとおり補充主張をする。

第1 本件給付金は、所得税法9条1項15号の「学資に充てるため給付される金品」に該当することの補充主張

1 基本給付金は修習期間中の最低限の生活費及び教育費に充てる趣旨で支給される金員であることの補充主張

基本給付金及び住居給付金の金額は、制度設計の過程で、法曹人材確保の強化を図るという制度の導入理由のほか、修習中に要する生活費や学資金等の司法修習生の生活実態等の事情（甲5末尾1頁ないし4頁）を総合考慮するなどした結果、決定されたものであって（甲6・1頁）。法務省の国会答弁資料では、一般的な生活実態としての平成27年度の「家計調査」を参照したとはされていない（甲6・2頁の（注2）参照）。

また、司法修習生の基本給付金の金額を決定するに当たり、司法修習生の置かれている状況（裁判所法67条の2第3項）を最高裁判所がどのように勘案したかが分かる文書は存在しない（甲36）。

そのため、訴状での主張立証をも考慮すれば、基本給付金は修習期間中の最低限の生活費及び教育費に充てる趣旨で支給される金員であるといえる。

2 「学術又は技芸」に専念する目的で使用される生活費は学資金に含まれることの補充主張

(1) 日本学生支援機構の給付型奨学金の場合、食費（自宅外生に限って自宅生分を超える額）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費及び通信費を含むその他日常費も想定使途とされている（甲31の4）ところ、これらの費用は相続税法基本通達21の3-4所定の「教育費」（被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等）に明らかに該当しない。

それにもかかわらず、国税庁回答によれば、当該給付型奨学金は学資金に該当するとされている。

(2) 甲南大学法科大学院のA種特待生の奨学給付金は月額15万円である（甲7・3頁）ところ、司法修習生の学資金（学習費等に限ったもの）の平均額は約4万円である（甲5末尾1頁）ことからすれば、その想定使途の大部分は法科大学院の学習及び司法試験の受験勉強に専念するための生活費であるといえる。

それにもかかわらず、被告の主張によれば、当該奨学給付金は学資金に該当するとされている。

(3) 福岡大学法科大学院は、福岡大学法学部卒業後に福岡大学法科大学院に入学した成績優秀者に対し、福岡大学高田法曹育成基金奨学金から、原則3年間、月額12万円の給付奨学金を支給している（甲57の1）。

そして、当該奨学金を受給して司法試験に合格した人が司法試験合格後に「忙しくアルバイトをする時間もなかった自分にとってこの奨学金は本当に助かりました」と福岡大学法科大学院関係者に話していた（甲57の2）ことからすれば、

当該奨学金の想定使途の大部分は法科大学院の学習及び司法試験の受験勉強に専念するための生活費であるといえる。

それにもかかわらず、当該奨学金は学資金に該当すると思われる。

(4) ア 平成27年9月当時、京都産業大学法科大学院は、同大学院を終了して司法試験に合格した後に司法修習生となる予定の人に対し、全員一律に200万円の支援金を一括給付していた（甲58）ところ、その想定使途の大部分は司法修習期間中の生活費であったと思われる。

それにもかかわらず、当該支援金は一時所得（所得税基本通達34-1（5）の「法人からの贈与により取得する金品」）ではなく、学資金に該当していたと思われる。

イ 平成27年7月当時、龍谷大学法科大学院は、就学のために下宿等賃貸物件に居住せざるを得ない法科大学院生に対し、月額3万円を上限とする奨学金を給付していた（甲59）ところ、その想定使途は当然、生活費の一種としての家賃の支払のためであったと思われる。

それにもかかわらず、当該奨学金は所得税法上の「学資金」に該当していたと思われる。

(5) 予算決算及び会計令57条7号は「外国で研究又は調査に従事する者に支給する学資金その他の給与」という文言を使用していることからすれば、法令用語としての学資金は、生活費にも使用されることが明らかな給与に含まれる場合があるといえる。

(6) したがって、訴状での主張立証を考慮すれば、「学術又は技芸」に専念する目的で使用される生活費は学資金に含まれるといえる。

3 仮に司法修習が「学術又は技芸の習得」に当たらなかったとしても、それだけでは、基本給付金が「学資金」に当たらないとはいえないことの補充主張
所得税法上、「保育」という用語は定義されずに使用されている（所得税法217条の2第3項12号参照）以上、児童福祉法6条の3第7項が定めるところ

の「保育」と同視することはできない。

また、子どものための保育給付（保育無償化により国から受ける補助）は、学資金に該当するから非課税となっているのではなく、子ども・子育て支援法18条に基づいて非課税となっている（甲61末尾86頁）。

そして、令和3年3月31日公布の所得税法改正により、保育を主とする国や地方公共団体からの子育てに係る助成等は所得税法9条1項16号に基づいて非課税とされた（甲60の2、及び甲61末尾87頁）のであるから、東京都認証保育所の保育料助成金は所得税法9条1項15号の学資金そのものではなかったにもかかわらず、学資金に準じて非課税となっていたといえる（甲32の1）。

そのため、訴状での主張立証をも考慮すれば、仮に司法修習が「学術又は技芸の習得」に当たらなかったとしても、それだけでは、基本給付金が「学資金」に当たらないとはいえない。

4 会計関連法令に関する取扱いとのバランスを考慮すべきであること

財政法、会計法、予算決算及び会計令その他の会計関連法令の規定において最高裁判所長官が定めることとされている事項については、最高裁判所事務総長又は最高裁判所事務総局経理局長の依命通達等によって定めることとされている（甲62の2）。

そのため、このような取扱いとのバランスだけからしても、基本給付金の税務上の取扱いに関して、司法研修所事務局総務課・経理課が作成したに過ぎない修習給付金案内（甲3の2）の記載を参考とすることはできないといえる。

5 小括

よって、本件給付金は、所得税法9条1項15号の「学資に充てるため給付される金品」に該当するといえる。

第2 本件給付金を非課税所得と認めない本件更正処分が憲法14条1項に違反することの補充主張

1 最高裁大法廷昭和60年3月27日判決（甲18参照）は、「租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法一四条一項の規定に違反するものということはできない」と判示している（甲63右下8頁）。

しかし、本件で問題となっているのは、被告の主張によれば特段の立法措置がない限り雑所得に該当する点で共通する職業訓練受講給付金と修習給付金との間の取扱いの区別なのであるから、最高裁大法廷昭和60年3月27日判決が判示するところの合憲性審査基準は妥当しないのであって、そのような取扱いの区別は、区別の目的が正当であり、かつ、当該区別の態様が目的との関連で合理的である場合に限り憲法14条1項に違反しないといえる。

2 (1) 本件では、職業訓練受講給付金及び基本給付金は、職業訓練期間中の生活を支援するという給付目的達成のために必要な最低限の給付である点で共通しているにもかかわらず、前者については非課税所得とし、後者については雑所得とする目的は、被告の主張を前提としたとしても全く明らかになっていない。

(2) 弁護士法が弁護士資格を、原則として司法修習生の修習を終えた者に限ったのは、弁護士の職務内容が国の裁判制度と不可分の関係にあり、その公職的性が顕著であることによるものであることはいうまでもない（最高裁昭和43年11月15日判決（甲64））のであって、当該判決に関する最高裁判所判例解説では、この点について特に解説するまでもないとされている（甲65右下8頁）ことからしても、司法修習制度の公共的性は顕著であるといえる。

そして、修習給付金は法曹人材確保の強化を図るために導入された制度である（甲6）から、受給者の最低生活を保障するためだけに非課税所得とされた職業訓練受講給付金（甲13）以上に非課税所得とすべき許容性が大きいといえる。

そのため、訴状での主張立証をも考慮すれば、両者の区別の態様は、その目的

いかんにかかわらず不合理であるといえる。

3 よって、本件給付金を非課税所得と認めない本件更正処分が憲法14条1項に違反するといえる。

第3 本件通勤交通費等は、雑所得の金額の計算上必要経費に算入できることの補充主張

1 被告の主張を前提としたとしても、就農希望者が所定の研修を受けることが交付要件の一つとされている農業次世代人材投資資金（準備型）が所得を生ずべき業務に該当するのであれば、司法修習生の義務を守ることで司法修習生という立場を維持することが交付要件となっている修習給付金も当然、所得を生ずべき業務に該当するといえる。

2 紙与所得者は紙与収入を得るために種々の出費をするところ、家事費又は家事関連費に含まれないものについては必要経費といわざるを得ないのであって、例えば、通常一般的な通勤費及び裁判官等の書籍費は必要経費に該当すると解されている（甲63右下14頁）ところ、このことは修習専念義務を負っている司法修習生（裁判所法67条2項）についても等しく妥当するといえる。

また、修習期間中における住居から修習先への通勤費用といった交通費の支出については、修習中に要する生活費の一内容として考慮されている（甲66の1）。

そのため、少なくとも本件交通費及び書籍代は必要経費に該当するといえる。

以上